

市第35号議案

斎場の指定管理者の指定

次のように斎場の指定管理者を指定する。

令和 8 年 9 月 9 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市東部斎場	中区山下町 1 番地	清光社・宮本工業所・大成有楽不動産共同事業体 代表者 株式会社清光社 代表取締役社長 鈴木 真	横浜市東部斎場の供用開始の日から令和 14 年 3 月 31 日まで

提 案 理 由

横浜市東部斎場の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 24 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

清光社・宮本工業所・大成有楽不動産共同事業体の構成
員

1 中区山下町 1 番地

株式会社清光社

代表取締役社長 鈴木 真

2 富山県富山市奥田新町 12 番 3 号

株式会社宮本工業所

代表取締役社長 宮本 芳 樹

3 東京都中央区京橋 3 丁目 13 番 1 号

大成有楽不動産株式会社

代表取締役社長 植 草 健 史

地 方 自 治 法 （ 抜 粋 ）

（ 公 の 施 設 の 設 置 、 管 理 及 び 廃 止 ）

第 244 条 の 2 （ 第 1 項 から 第 5 項 まで 省 略 ）

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（ 第 7 項 から 第 11 項 まで 省 略 ）